

第6章 福祉保健所業務継続計画に基づく活動

災害発生後は県医療支部として活動しますが、感染症対応等、必要な福祉保健所業務は、中央東福祉保健所業務継続計画（BCP）に基づき継続していく必要があります。

本章は、県医療支部活動を行いながら必要な福祉保健所業務を継続していくために定めたものです。

- 1 迅速な対応が必要な福祉保健所業務のニーズ等を把握したときは、中央東福祉保健所業務継続計画（BCP）に基づき、県医療支部の組織の中から福祉保健所業務を行う職員を決めます。
- 2 県医療支部活動（医療救護活動支援等）の業務に余裕ができたときは、これまでの福祉保健所業務に関するニーズを再検討し、必要なものから福祉保健所としての通常業務を開始します。
 - （1）市町村の保健、衛生、環境等の部署と協力します。
 - （2）県外保健所等の職員による支援を活用します。

福祉保健所業務継続アクションカード

- 1 中央東福祉保健所業務継続計画（BCP）に基づく検討
中央東福祉保健所業務継続計画（BCP）を熟読し、対応が必要な業務を理解し、必要な対策等を検討しておく。
 - （1）精神措置等対応業務
 - （2）結核等感染症対応業務
 - （3）薬物等による健康被害発生時対応業務
 - （4）食中毒等対応業務 など

- 2 福祉保健所業務の実施
 - ◇ 1 支部長は、計画情報部から報告されたニーズ等がBCPに基づく業務に該当するものかを判断する。
 - ◇ 2 BCPに基づく業務に該当すると判断した場合は、迅速な対応が必要か検討する。
 - ◇ 3 支部長は、福祉保健所業務の実施が必要と判断したときは、速やかに体制を整える。
 - （1）実施しなければならない業務の内容、職員の資格・経験等を考慮のうえ、福祉保健所業務チームを編成する。
 - （2）チームを支援するために、組織の役割分担を見直す。
 - ◇ 4 必要に応じて関係機関と協議し、支援策を検討する。
 - ◇ 5 支部長及び副支部長は、福祉保健所業務チームの業務執行状況を把握し、必要に応じて指示する。
 - （1）計画情報部長に、福祉保健所業務チームの業務を把握し支援するよう指示する。
 - （2）後方支援班長に、福祉保健所業務を実施するために必要な物資等の確保を指示する。
 - （3）計画情報部長から、福祉保健所業務の実施状況の報告を受ける。
 - （4）福祉保健所業務チームだけでは対応が困難と判断したときは、新たなチームを編成して業務に当たらせる。